#### 調査計画

1	調査の名称(	■特定-	一般統計調査	□その他の-	一般統計調査)
	国民年金被	保険者実	<b>E態調査</b>		

#### 2 調査の目的

国民年金第1号被保険者について、保険料の納付状況ごとに、その実態を明らかにし、被保険者の国民年金に対する意識、保険料未納の理由など今後の国民年金事業運営に必要な資料を得ることを目的とする。

- 3 調査対象の範囲
- (1) 地域的範囲(■全国 □その他)
- (2) 属性的範囲(■個人 □世帯 □事業所 □企業・法人・団体 □地方公共団体 □その他) 調査実施年3月末現在における国民年金第1号被保険者のうち、以下を除く者
  - ア 任意加入被保険者
  - イ 外国人
  - ウ 法定免除者
  - エ 転出による住所不明者
  - オ 25歳以上の学生納付特例者
  - (注) 本調査は、本件申請に係るもののほか、地方公共団体に対しても行われる。ただし、これについては、国民年金法第108条の3第2項の規定に基づく必要な情報の提供を地方公共団体に求めるものであることから、統計法第2条第5項第2号に該当し、法の定める手続が必要とされる「統計調査」には該当しない。
- 4 報告を求める個人又は法人その他の団体
- (1) 報告者数 約6万3千人(母集団の大きさ:約1,300万人)
- (2)報告者の選定方法(□全数 ■無作為抽出(□全数階層あり) □有意抽出) 国民年金被保険者ファイルより、調査対象となる国民年金第1号被保険者を抽出し、以下の層に分け、 層化無作為抽出により選定する。
  - ア 都市規模区分
    - ① 東京都特別区、政令指定都市、人口20万以上の市及び県庁所在市
    - ② ①以外の市町村
  - イ 保険料納付状況区分
    - ① 完納者(平成30年度及び令和元年度の納付対象月の保険料をすべて納付した者)

- ② 一部納付者(平成30年度及び令和元年度の納付対象月の一部について、保険料を納付していない者)
- ③ 1号期間滞納者(平成30年度及び令和元年度の納付対象月の保険料を全く納付していない者)
- ④ 申請全額免除者(令和元年度末に保険料の申請全額免除を受けている者)
- ⑤ 学生納付特例者(令和元年度末に保険料の学生納付特例を受けている者)
- ⑥ 納付猶予者(令和元年度末に保険料の納付猶予を受けている者)

ただし、①~③の判定に当たって、産前産後保険料免除期間を有する者については、当該免除を受けた月は保険料を納付したものとみなした上で、平成30年度及び令和元年度の保険料の納付状況に応じて、「① 完納者」、「② 一部納付者」に区分する。

ウ 年齢階級区分

20歳から59歳までの5歳階級区分(8区分)

ただし、完納者及び申請全額免除者については、都市規模区分を合併した1区分で設定している。 詳細については、別添1「国民年金被保険者実態調査の標本設計」を参照。

- 5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間
- (1) 報告を求める事項
  - ア 就業及び就学の状況
  - イ 世帯の消費支出状況
  - ウ 国民年金の保険料の納付状況・納付方法
  - エ 国民年金制度の周知状況
  - オ 生命保険・個人年金への加入状況
  - (注)集計上必要となる性、年齢階級区分、都市規模区分、保険料納付状況区分及び都道府県に関する事項については、国民年金法に基づく行政記録情報等を利用することとし、本調査では、報告を求めない。

〔集計しない事項の有無〕 ■無 □有

#### (2) 基準となる期日又は期間

調査日時点(一部調査事項については、令和2年3月31日現在、平成31年4月から令和2年3月までの期間、平成30年4月から令和2年3月までの期間、報告者が20歳であった時点から調査日時点までの期間)

- 6 報告を求めるために用いる方法
- (1)調查系統

調査票の配布:厚生労働省―日本年金機構―報告者

ing宜宗♥ク凹収:報古名── 字生カ側自
(2)調査方法
■郵送調査 □オンライン調査(□政府統計共同利用システム □独自のシステム □電子メール)
□調査員調査 □その他( )
〔調査方法の概要〕
調査票を郵送で送り、報告者は郵送で返送することにより調査を行う。
7 報告を求める期間 (4.1) <b>(1.1)</b> (4.1) (4.1) <b>(1.1)</b> (4.1)
(1)調査の周期
□1回限り □毎月 □四半期 □1年 □2年 ■3年 □5年 □不定期 □その他( )
(1年を超える場合又は不定期の場合の直近の実施年:平成29年)
(2) 調査の実施期間又は調査票の提出期限
令和2年10月~11月中旬
8 集計事項
別添2を参照
9 調査結果の公表の方法及び期日
(1) 公表・非公表の別(■全部公表 □一部非公表 □全部非公表)
(2)公表の方法(■e-Stat □インターネット(e-Stat以外) ■印刷物 □閲覧)
(3) 公表の期日
第一報を調査実施の翌年11月、詳細を第一報公表後の6か月後を目途に公表する。
ただし、令和2年調査については、第一報を令和4年4月までに、詳細を令和4年6月までに公表す
<u>る。</u>
10 使用する統計基準等
□使用する→□日本標準産業分類 □日本標準職業分類 □その他(
■使用しない
本調査は、国民年金第1号被保険者を対象として、国民年金の納付状況や世帯の状況及び国民年金に対する
意識を調査するものであり、調査対象の範囲の画定及び集計結果の表示に、統計基準を用いる余地が小さいこ

とから、いずれの統計基準も使用しない。

- 11 調査票情報の保存期間及び保存責任者
- (1)調査票情報の保存期間
  - ・記入済み調査票:1年
  - ・調査票の内容を記録した電磁的記録媒体:常用
- (2) 保存責任者

厚生労働省年金局事業企画課調査室長

## 国民年金被保険者実態調査の標本設計

本調査は、第1号被保険者(※)を、居住している市区町村の都市規模区分、被保険者の保険料納付状況区分及び年齢階級区分別に選定する層化無作為抽出によって実施している。

令和2年国民年金被保険者実態調査においては、これまでの調査における方法を概ね踏襲して、 以下のように調査対象数を算出する。

※ 任意加入被保険者、外国人、法定免除者、転出による住所不明者、25歳以上の学生納付特例者を除く。

#### 1 層化区分

- (1) 都市規模区分(2区分)
  - ア 東京都特別区、政令指定都市、人口 20 万以上の市及び県庁所在市
  - イ ア以外の市町村
- (2)保険料納付状況区分(6区分)
  - ア 完納者(平成30年度及び令和元年度の納付対象月の保険料をすべて納付した者)
  - イ 一部納付者(平成30年度及び令和元年度の納付対象月の一部について、保険料を納付していない者)
  - ウ 1 号期間滞納者 (平成 30 年度及び令和元年度の納付対象月の保険料を全く納付していない者)
  - エ 申請全額免除者(令和元年度末に保険料の申請全額免除を受けている者)
  - オ 学生納付特例者(令和元年度末に保険料の学生納付特例を受けている者)
  - カ 納付猶予者(令和元年度末に保険料の納付猶予を受けている者)
- ※ ア〜ウの判定に当たって、産前産後保険料免除期間を有する者については、当該免除を受けた月は保険料を納付したものとみなした上で、平成30年度及び令和元年度の保険料の納付状況に応じて、「ア 完納者」、「イ 一部納付者」に区分する。
- (3)年齢階級区分(8区分) 20歳から59歳までの5歳階級区分
- ※ 完納者及び申請全額免除者については、都市規模区分を合併した1区分で設定している。

## 2 目標精度

- (1) 一部納付者及び1号期間滞納者については、地域ごとの収納対策を行っており、これらの基礎資料として利用するに当たっては地域別の結果が求められることを踏まえ、都市規模区分、年齢階級区分別に、信頼度95%の下で、絶対誤差が5%以下となるように調査対象数を設定する。
- (2) 学生納付特例者及び納付猶予者については、地域ごとの免除・猶予対策を行っており、これらの基礎資料として利用するに当たっては地域別の結果が求められることを踏まえ、都市規模区分、年齢階級区分別に、信頼度95%の下で、絶対誤差が5%以下となるように調査対象数を設定する。
- (3) 完納者及び申請全額免除者については、当該区分に係る調査結果は他の保険料納付状況区分の者との比較として利用することが主となっており、地域属性の差については十分な精度を確保する必要性に乏しいと考えることから、それぞれ、都市規模区分を考慮せず、年齢階級区分

別に、信頼度95%の下で、絶対誤差が5%以下となるように調査対象数を設定する。

#### 3 必要となる標本数

調査母集団数は各層で十分大きいこと(別紙1:前回の母集団数を参照)から、有限母集団補 正はほとんどないと考えられ、目標精度の計算は

$$\sigma = \sqrt{\frac{P(1-P)}{n}}$$

を使用する。

ここで、Pは制度の周知度である比率として、「はい」「いいえ」の二項分布を仮定している。 信頼度  $\alpha$  (対応する係数  $\lambda$  )の下で絶対誤差を d 以下にするには、

$$\lambda \cdot \sigma = \lambda \cdot \sqrt{\frac{P(1-P)}{n}} \le d$$
$$n \ge \frac{\lambda^2}{d^2} \cdot P(1-P)$$

の標本数が必要であり、これを用いて信頼度 95%、(対応する係数  $\lambda=1.96$ ) の下での割合の絶対誤差を 5%以下 (d=0.05) とすると、

$$n \ge \frac{1.96^2}{0.05^2} \cdot 0.5(1 - 0.5) \approx 384$$

 $(P=0.5 \text{ or } b \in \sigma)$  が最大となるため、P=0.5 erg して計算している。)

となる。

制度の周知度には、多数の設問があり、どの設問についても一定程度の精度を保つため、P=0.5としている。

#### 4 目標回収率の設定

全ての層について、平成26年調査時の実績回収率(別紙2)を目標回収率として設定した。

※ 平成 29 年調査では、回収率が全体で 30.4%と平成 26 年調査から大きく低下した。回収率の 向上等の取組を通して、平成 26 年調査の水準に引き上げることを想定し、目標回収率は平成 26 年調査時の実績回収率とした。

#### 5 調査対象数の算出

必要となる標本数に、目標回収率の逆数を乗じて調査対象数を算出しており、調査対象数は、 約6万3千人としている(別紙3を参照)。

# 平成29年調査における母集団数

(単位:人)

年齢区分								(中国・バ)			
納付区分	都市規模	20~24歳	25~29歳	30~34歳	35~39歳	40~44歳	45~49歳	50~54歳	55~59歳	総計	
	大都市/中都市										
完納者	小都市・町村										
	小計	583, 180	333, 391	429, 355	541, 784	680, 550	714, 528	686, 677	972, 013	4, 941, 478	
一部	大都市/中都市	87, 479	89, 359	101, 942	101, 421	107, 831	107, 416	88, 104	87, 229	770, 781	
納付者	小都市・町村	66, 532	63, 209	74, 221	76, 449	84, 030	83, 816	74, 981	88, 531	611, 769	
W1111.E	小計	154, 011	152, 568	176, 163	177, 870	191, 861	191, 232	163, 085	175, 760	1, 382, 550	
1号期間	大都市/中都市	256, 245	178, 750	187, 537	187, 534	197, 030	228, 387	166, 978	138, 447	1, 540, 908	
滞納者	小都市・町村	163, 782	103, 943	114, 921	120, 931	133, 808	149, 154	123, 191	126, 055	1, 035, 785	
1111 111 1.	小計	420, 027	282, 693	302, 458	308, 465	330, 838	377, 541	290, 169	264, 502	2, 576, 693	
申請全額	大都市/中都市										
免除者	小都市・町村										
JUIN H	小計	147, 621	188, 390	240, 258	275, 111	324, 493	346, 241	298, 095	333, 637	2, 153, 846	
学生納付	大都市/中都市	938, 044								938, 044	
特例者	小都市・町村	703, 120	703, 12								
10000	小計	1,641,164								1, 641, 164	
納付	大都市/中都市	98, 592	96, 949	34, 787	15, 881	10,610	7, 481			264, 300	
猶予者	小都市・町村	85, 657	83, 999	34, 814	17, 699	11, 435	8,005			241, 609	
시터 1 J	小計	184, 249	180, 948	69, 601	33, 580	22, 045	15, 486			505, 909	
	合計	3, 130, 252	1, 137, 990	1, 217, 835	1, 336, 810	1, 549, 787	1, 645, 028	1, 438, 026	1, 745, 912	13, 201, 640	

# 平成26年調査における実績回収率

(単位:%)

年齢区分										
納付区分	都市規模	20~24歳	25~29歳	30~34歳	35~39歳	40~44歳	45~49歳	50~54歳	55~59歳	総計
	大都市・中都市	63. 5	56. 9	61. 6	68. 7	64. 2	65. 1	72. 9	84. 3	66. 2
完納者	小都市・町村	65. 3	62. 1	64. 3	58.0	62.0	65. 6	74. 1	82. 1	66. 5
	小計	64. 3	59. 2	62. 8	63. 7	63. 2	65. 3	73. 5	83. 2	66. 3
一部	大都市・中都市	40. 2	39. 7	44. 3	43.8	43. 9	45. 6	52.8	61. 7	45. 7
納付者	小都市・町村	44. 1	42.4	42. 4	45. 9	43.8	46.6	53. 6	58. 3	46. 6
W1111.E	小計	41.4	40.6	43. 7	44. 4	43.9	45. 9	53. 1	60.6	46.0
1 号期間	大都市・中都市	20. 1	18. 2	21. 3	21.6	19. 9	20.8	25.8	35. 5	22. 1
滞納者	小都市・町村	21.0	22.0	25. 0	24.6	21.8	20.0	30.2	36. 1	24. 5
11h W 1. 🗖	小計	20. 4	19. 3	22. 5	22.5	20. 5	20. 5	27. 3	35. 7	22.9
申請全額	大都市・中都市	35. 9	41.0	43. 9	45. 7	44. 9	45. 6	55. 5	67. 5	45. 7
免除者	小都市・町村	36. 5	36.6	42. 2	44. 1	45. 7	48.0	54. 3	65. 1	45. 7
761A G	小計	36. 2	39. 1	43. 2	45.0	45. 3	46. 7	54. 9	66. 2	45. 7
学生納付	大都市・中都市	52. 9								52. 9
特例者	小都市・町村	56.0								56. 0
14 1 1	小計	53. 9								53. 9
納付	大都市・中都市	39. 5	43. 7							41. 6
猶予者	小都市・町村	43.5	45.0							44. 2
4E 1 ·E	小計	40.8	44. 2							42.5
合計		36.7	33. 7	33. 9	34.6	33. 1	34. 1	41.8	50.9	36. 6

<sup>※</sup>色を付けた箇所を目標回収率として使用している。

# 令和2年調査における調査対象数

(単位:人)

年齢区分								(十位・八八		
納付区分	都市規模	20~24歳	25~29歳	30~34歳	35~39歳	40~44歳	45~49歳	50~54歳	55~59歳	総計
	大都市/中都市									
完納者	小都市・町村									
	小計	598	649	612	603	608	588	523	462	4,643
一部	大都市/中都市	957	967	867	878	875	843	728	623	6, 738
納付者	小都市・町村	871	907	906	838	877	825	717	659	6,600
W111.1.1	小計	1,828	1,874	1,773	1, 716	1,752	1,668	1,445	1, 282	13, 338
1 号期間	大都市/中都市	1, 912	2, 112	1,806	1,782	1, 933	1,846	1, 487	1,081	13, 959
滞納者	小都市・町村	1,829	1, 746	1, 535	1, 563	1,763	1, 920	1, 273	1,064	12,693
4111 Jul 1, E	小計	3, 741	3,858	3, 341	3, 345	3, 696	3, 766	2, 760	2, 145	26, 652
申請全額	大都市/中都市									
免除者	小都市・町村									
July 1	小計	1,062	982	890	854	849	823	700	580	6, 740
学生納付	大都市/中都市	726								726
特例者	小都市・町村	686								686
10 03.1	小計	1, 412								1, 412
納付	大都市/中都市	973	878	878	878	878	878			5, 363
瀬汀汀   猶予者	小都市・町村	883	854	854	854	854	854			5, 153
3D 1.D	小計	1,856	1, 732	1,732	1, 732	1,732	1, 732			10, 516
	合計	10, 497	9, 095	8, 348	8, 250	8, 637	8, 577	5, 428	4, 469	63, 301

# 令和2年国民年金被保険者実態調査 集計事項一覧

- <u>年齢階級区分</u>・<u>都市規模区分</u>、<u>性</u>・<u>保険料納付状況区分</u>、就業状況別 被保険者数・割合
- 学生区分、性・都市規模区分、保険料納付状況区分別 被保険者数・割合
- <u>年齢階級区分</u>・<u>都市規模区分</u>、<u>性</u>・<u>保険料納付状況区分</u>、世帯の消費支出月額階 級別 被保険者数・割合
- 学生区分、<u>性</u>・<u>保険料納付状況区分</u>・就業状況、保険料の納付方法別 被保険者 数・割合
- <u>年齢階級区分・都市規模区分、性・保険料納付状況区分、保険料の納付方法</u>別 被保険者数・割合
- <u>年齢階級区分</u>・<u>都市規模区分</u>、<u>性</u>・<u>保険料納付状況区分</u>、口座振替等の利用経験 及び利用したことがない理由別 被保険者数・割合
- <u>年齢階級区分</u>・<u>都市規模区分</u>、<u>性</u>・<u>保険料納付状況区分</u>、コンビニなどを用いた 納付の利用経験及び利用したことがない理由別 被保険者数・割合
- 学生区分・<u>年齢階級区分</u>・都市規模区分、性・保険料納付状況区分、保険料を納めなかった理由(主要回答)別 被保険者数・割合
- 学生区分・<u>年齢階級区分</u>・<u>都市規模区分</u>、<u>性</u>・<u>保険料納付状況区分</u>、保険料を納めなかった理由(複数回答)別 被保険者数・割合
- <u>年齢階級区分</u>・<u>都市規模区分</u>、性・<u>保険料納付状況区分</u>、保険料を納めていない ことについての意識別 被保険者数・割合
- 学生区分・<u>年齢階級区分</u>・<u>都市規模区分</u>、性・<u>保険料納付状況区分</u>、保険料の主たる負担者別 被保険者数・割合
- <u>年齢階級区分</u>・<u>都市規模区分</u>、<u>性</u>・<u>保険料納付状況区分</u>、自分自身の資格期間及 び今後の保険料の納付意欲別 被保険者数・割合
- 学生区分、<u>性</u>・<u>保険料納付状況区分</u>・就業状況、生命保険・個人年金加入状況別 被保険者数・割合
- <u>年齢階級区分</u>・<u>都市規模区分</u>、<u>性</u>・<u>保険料納付状況区分</u>、生命保険・個人年金加入状況別 被保険者数・割合
- 学生区分・<u>年齢階級区分</u>・<u>都市規模区分、性</u>・<u>保険料納付状況区分</u>、生命保険・個人年金加入状況別 生命保険・個人年金の保険料月額の平均
- 学生区分・<u>年齢階級区分</u>・<u>都市規模区分</u>、性・<u>保険料納付状況区分</u>、国民年金制度の周知度別 被保険者数・割合
- 学生区分・<u>年齢階級区分</u>・<u>都市規模区分</u>、性・<u>保険料納付状況区分</u>、免除・猶予制度の周知度別 被保険者数・割合
- 保険料納付状況区分、学生区分・就業状況、世帯の総所得金額階級別 被保険者数・

割合

- 保険料納付状況区分、学生区分・就業状況、本人の総所得金額階級別 被保険者数
- <u>保険料納付状況区分</u>、学生区分・就業状況、<u>世帯の固定資産評価額</u>階級別 被保 険者数
- <u>年齢階級区分</u>・<u>都市規模区分</u>、<u>世帯人員</u>・<u>保険料納付状況区分</u>、世帯の消費支出 月額階級別 被保険者数
- <u>保険料納付状況区分</u>、世帯の消費支出月額階級<u>、世帯の総所得金額</u>階級別 被保 険者数
- 保険料納付状況区分、世帯の総所得金額階級・本人の総所得金額階級、保険料を納めなかった理由(主要回答)別 被保険者数・割合
- <u>保険料納付状況区分、世帯の固定資産評価額</u>階級、保険料を納めなかった理由(主要回答)別 被保険者数
- 保険料納付状況区分、世帯の総所得金額階級・本人の総所得金額階級、保険料を 納めていないことについての意識別 一部納付者及び1号期間滞納者数・割合
- <u>保険料納付状況区分、世帯の固定資産評価額</u>階級、保険料を納めていないことについての意識別 一部納付者及び1号期間滞納者数
- <u>保険料納付状況区分</u>、生命保険・個人年金の保険料月額階級、<u>世帯の総所得金額</u>階級別 被保険者数・割合
- 都道府県、保険料納付状況区分、就業状況別 被保険者数
- 都道府県、保険料納付状況区分、生命保険・個人年金加入状況別 被保険者数
- 都道府県、保険料納付状況区分、国民年金制度の周知状況別 被保険者数
- 都道府県、保険料納付状況区分、免除・猶予制度の周知状況別 被保険者数
- <u>年齢階級区分</u>、被用者における単一事業所・複数事業所での雇用状況別 被保険 者数
- (注) 本調査の集計に当たっては、性、年齢階級区分、都市規模区分、保険料納付状況区分及び 都道府県に関する事項(一重線の事項)について、国民年金法に基づく行政記録情報を活用 している。

また、世帯人員、世帯の総所得金額、本人の総所得金額及び世帯の固定資産評価額に関する事項(波線の事項)については、住民基本台帳等の行政記録から市区町村職員が転記する「所得等調査」の結果を利用する形で、集計に活用している。

- ※ 網掛け部分が前回からの改正部分であり、改正内容は以下のとおり
  - ① 報告書内の文言を「都市規模区分」、「保険料納付状況区分」、「年齢階級区分」とするよう文言を統一
  - ② 平成29年報告書と異なる文言を用いている箇所を修正
  - ③ 調査票に質問13を追加したことに伴い、「年齢階級区分、被用者における単一事業所・複数事業所での雇用状況別 被保険者数」を追加

### (参考情報)

## 国民年金被保険者実態調査の推計方法

都市規模別、保険料納付状況別、年齢階級別、都道府県別に、「母集団数/有効回答数」を集計乗率 として設定している。

また、本調査の集計にあたっては、

- ① 調査対象者情報の全数集計
- ②「郵送調査」の集計客体の集計
- ③「所得等調査」の集計客体の集計
- ④「所得等特別調査」の集計客体の集計
- ⑤「郵送調査」と「所得等調査」の集計客体を突合し、突合が可能であった客体の集計 の、5通りの集計を行っている。

②~⑤のそれぞれにおいて集計乗率の設定を行っているため、同じ項目について集計を行っている場合であっても、集計する調査票情報等が異なることにより、集計結果が異なる場合がある。

詳細については厚生労働省の HP (下記 URL)参照

URL: https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/140-15a.html